

メキシコ政治情勢（４月）

〈概要〉

【内政】

- ・ 15日、ドゥアルテ前ベラクルス州知事が逃亡先のグアテマラで逮捕された。
- ・ 28日、連邦下院議会が、マリファナの医療目的使用合法化にかかる保健基本法改正案及び連邦刑法改正案を可決し、同法案が成立した。

【外交】

- ・ 2日～4日、ラスムセン・デンマーク首相がメキシコを公式訪問し、同3日、ペニャ・ニエト大統領と首脳会談を行った。
- ・ 4日～6日、ビデガライ外相はワシントンを訪れ、米州機構（OAS）常設理事会に出席した他、ティラソン米 국무長官、ジョン・ケリー米国土安全保障長官らと会談した。
- ・ 7日、ビデガライ外相は、太平洋同盟及びメルコスール閣僚会合へ出席した他、墨・亜・伯3ヶ国閣僚会合他に出席した。
- ・ 18日～20日、ビデガライ外相は、墨西外交関係樹立40周年記念の一環としてスペインを訪れ、ダスティス西外相と共に第12回墨西二国間委員会会合を主催した。
- ・ 24日、ペニャ・ニエト大統領は、同月22日～25日の日程で訪墨したアンジェイ・ドゥダ・ポーランド大統領と首脳会談を行った。
- ・ 24日、ビデガライ外相とドナヒュー全米商工会議所会頭が会談した。
- ・ 25日、ビデガライ外相は、連邦下院外交委員会の招請を受け、同委員会においてメキシコの外交政策（特に対米外交）についてスピーチ及び質疑応答を行った。
- ・ 26日午後、ペニャ・ニエト大統領は、トランプ米大統領との間で電話会談を行い、NAFTAの近代化を模索するという共通の目的について話し合った。
- ・ 27日午後、ペニャ・ニエト大統領は、トルドー加首相との間で電話会談を行い、NAFTA及び同協定の近代化の見通しに関して話し合った。

〈内政〉

1. バルボサ元連邦上院議長らの民主革命党（PRD）からの離党

3日、バルボサ元連邦上院議長が自身の所属する民主革命党（PRD）から同僚議員8名を伴って離党し、労働党に鞍替えした。これにより、上院勢力は与党制度的革命党（PRI）：55名、国民行動党（PAN）：38名、労働党：16名、PRD：8名となった。労働党は2018年大統領選挙においてはロペス・オブラドール国家再生運動（MORENA）党首の支持に回ると目されている。

2. ドゥアルテ前ベラクルス州知事の逮捕

15日、連邦検察庁（PGR）は、逃亡中で指名手配されていたドゥアルテ前ベラクルス州知事（PRI）が逃亡先のグアテマラで逮捕された旨発表した。

【PGR コミュニケ概要】

(1) 墨政府治安当局によって行われた捜査の結果及びグアテマラのインターポール事務局の協力によって、ドゥアルテ前知事の身柄のメキシコへの送還を行うことを目的として、同前知事はその所在が特定され、ソロラ県のパナハチェル (Panajachel) 市において逮捕された。

(2) 15日、PGRは墨外務省に対し、ドゥアルテ前知事の身柄のメキシコへの送還を行うことを目的として、外交ルートを通じて同前知事を逮捕することを要請することを依頼した。国際約束に従って、グアテマラ検察庁への協力が要請され、グアテマラ国家警察 (インターポール事務所) と共に、ドゥアルテ前知事逮捕のオペレーションが実施に移された。

(3) ドゥアルテ前知事には2016年10月13日にメキシコ市の裁判所からも組織犯罪及び公金の不正使用の罪で逮捕状が発行されている。同前知事はグアテマラの裁判所に出廷を求められ、墨政府からの要請による身柄のメキシコへの送還のために拘留される旨通報される予定。

(4) 墨・グアテマラ間の犯罪人引き渡しに係る規定に従って、墨政府は本日 (4月15日) から60日が過ぎる前までにグアテマラ政府に対して公式に送還の要請を行わなければならない。かかる要請が行われた後、グアテマラ検察局は関係書類を受理し、同国裁判所に提出し、同国の法律に基づいて審議を行う。裁判官が送還が妥当と判断した場合、本件はグアテマラ外務省に移され、メキシコへの送還の手続きが進められる。

3. マリファナの医療目的使用合法化法案の可決

28日、連邦下院議会が、マリファナの医療目的使用合法化にかかる保健基本法改正案及び連邦刑法改正案を可決し、同法案が成立した。

(1) マリファナの医療目的使用合法化に向けた法案成立までの経緯

(ア) 2015年11月4日、連邦最高裁判所が、市民団体「犯罪に対するメキシコの団結 (Mexico Unido Contra la Delicuencia A.C)」のメンバー4名が行っていた保護請求訴訟 (アンパロ違憲審査) に関し、同4名のマリファナ自家栽培と消費を認める判決を下した。連邦政府は、同判決はあくまで限定された個人を対象としており、国民全般に適用されるものではないことを強調しつつも、マリファナ合法化を巡る議論の高まりに対し、広く国民的議論を検討していく旨発表した。

(イ) 2016年1月半ばより、マリファナ合法化の是非を分析するためのパネルディスカッションが全国各地で計5回実施された。同年4月21日、ペニャ・ニエト大統領がパネルディスカッションの結果を発表し、右結果を踏まえた上で、マリファナの医療目的使用合法化に向けた法案を連邦議会に提出した旨発表した。

(ウ) 2016年12月13日、連邦上院議会がマリファナの医療目的使用合法化にかかる保健基本法改正案及び連邦刑法改正案を、賛成98票、反対7票、棄権1票で可決した。

(エ) 2017年2月1日に開幕した通常会期において、連邦下院議会におけるマリファナの医療目的使用合法化にかかる保健基本法改正案及び連邦刑法改正案の審議が開始され、4月28日、連邦下院議会が、賛成374票、反対6票、棄権11票で同改正案を可決した。なお、同法案は官報掲載のため連邦政府に送付された。

(2) 改正案の主な内容

(ア) 保健省に対し、大麻類、マリファナ、THC、及び、その異性体やエステル化合物から精製される薬の使用に関する規則を規定する権限、並びにかかる薬の研究及び国内における製造を行う権限を与える。

(イ) 麻薬性鎮痛薬（モルヒネ等）、向精神薬、麻薬、THC、及びその異性体やエステル化合物から精製される薬の輸入許可を与える権限を保健省に付与する。

(ウ) THCの含有量が1%以下で広く産業用に用いられる製品の商業化、輸出入を許可する。

(エ) マリファナの医療及び研究目的における栽培を許可する。

(3) なお、ペニャ・ニエト大統領が連邦議会に提出した法案には、個人使用を目的とした28グラムまでのマリファナの所有を許可し、28グラムまでの使用は罰則対象とならないとする改正案が盛り込まれていたが（注：現在、メキシコでは個人使用を目的とした5グラムまでのマリファナの所有が認められている。）、今般の改正案では個人使用を目的としたマリファナの所有量に関する改正は見送られた。

〈外交〉

1. ラスムセン・デンマーク首相の訪墨

2日～4日、ラスムセン・デンマーク首相がメキシコを公式訪問し、同3日、ペニャ・ニエト大統領と首脳会談を行った。

(1) ペニャ・ニエト大統領の発言概要

(ア) ペニャ・ニエト大統領は、翌4日にラスムセン首相とともに、デンマークのA.P.モラー・マースク社による73億ペソを上回る投資によってラサロ・カルデナス港に建設されたコンテナターミナルの竣工式に出席することに触れ、かかる投資は、メキシコが信頼できる投資先であること、そして、メキシコでの事業を拡大しようという他国の関心をメキシコが呼び起こしていることを明確に示す証拠である旨述べた。

(イ) また、同大統領は、この近年、墨デンマーク間の貿易は5倍以上に増加しており、2015年～16年の期間のみでも、二国間貿易は29%増加したと述べた。さらに、ペニャ・ニエト大統領は、ラスムセン首相の訪墨は、デンマーク企業がメキシコに投資を継続し、メキシコで引き続き成長していくことに対する関心を再確認するものであり、デンマーク企業のメキシコに対する信頼感によって、デンマークは、メキシコにとって北欧諸国で二番目の貿易相手国となっている旨述べた。（メキシコには、230社のデンマーク企業が進出している。）

(ウ) 両国首脳は、①国際社会が直面する課題、及び、両国が共通の議題として挙げている人道問題への対応のために政治対話を強化すること、②貿易及び投資を強く促進すること、③成熟した外交関係に基づく墨デンマーク二国間の協力関係を強化することの3点を柱とした共同宣言に署名し、両国関係を強化する意思を再確認した。

(エ) ペニャ・ニエト大統領は、ラスムセン首相との会談において、墨デンマークの共通の課題に関し、両国が取るべき政策、保健、エネルギー、環境等の分野にかかる情報交換

を行うことに対する責任について話し合った旨述べた。今回の首脳会談では、昨年4月にペニャ・ニエト大統領がデンマークを公式訪問した際に署名された合意の進捗具合に関して確認が行われた。

(2) ラスムセン首相の発言概要

(ア) ラスムセン首相は、ペニャ・ニエト大統領との会談の中で、自由貿易の重要性について意見を一致した旨述べ、デンマークは、現在、交渉が行われているメキシコとEUの自由貿易協定の近代化を支持する旨述べた。また、同首相は、墨デンマークの更なる相互投資が行われることを期待する旨述べた。

(イ) ラスムセン首相は、墨デンマーク両国は、二国間、地域、グローバルの様々な議題に関し、極めて近い立場を有しており、このことを基盤として、今後数年間において、墨デンマーク両国は更なる協力を行っていく旨述べた。今般の同首相の訪墨は、両国の協力を促進するための重要な一歩であり、両首脳によって署名された共同宣言によって、両国は、言葉の上のみならず、具体的な行動に基づく戦略的なプランを開始する決断を行った旨述べた。

(ウ) ラスムセン首相は、共同宣言は、保健、エネルギー、気候変動の緩和など、今後、協力を強化する分野を特定するためのものである旨述べた。また、同首相は、農業、食糧の分野にかかる協力も行うことを決断した旨述べ、同分野にかかるMOUを通じて、同協力強化に向けた在墨デンマーク大使館の取り組みを強化する旨述べた。さらに、両首脳の間で、将来的に漁業にかかる分野の協力も拡大することで合意した旨述べた。

2. ビデガライ外相の訪米

4日～6日、ビデガライ外相はワシントンを訪れ、米州機構(OAS)常設理事会に出席した他、ティラソン米国务長官、ジョン・ケリー米国土安全保障長官らと会談した。

(1) OAS常設理事会(5日)

(ア) ビデガライ外相は、6月にメキシコシティで開催されるOAS第47回定例総会のホスト国として、同総会に対するメキシコの見方に関してプレゼンテーションを実施した。

「繁栄のための対話と協調の強化(Fortaleciendo el dialogo y la concertacion para la prosperidad)」というテーマの下、メキシコは、米州が直面する今日の課題に対し、OASが対応することを可能とする議論を推進するために、初めて定例総会のホスト国を務める。

(イ) 同外相は、今日の国際情勢において、OASのような多国間フォーラムを再評価し、米州半球における対話が支持する原則及び価値観を再確認する重要性について述べた。また、同外相は、米州地域がコンセンサスを模索し、米州大陸が直面する課題に対し解決策を提供するために共同で取り組むことを可能とする対話の機会を、引き続き促進することが重要であると述べた。

(ウ) 同外相は、外相会談の機会、及び、米州の市民運動団体、市民活動家との意見交換の場を増やすことを目的としたOAS総会の伝統的フォーマットを革新することについて触れ、第47回定例総会において、かかる議題に関し、民主主義と人権、総合的な開発、多面的な治安という3つのテーマを軸とした議論を準備する旨述べた。

(2) OAS 常設理事会に先立ち、ビデガライ外相は、カリブ諸国関係者との会談を行い、気候変動、コルレス銀行等、地域共通の課題について意見交換を行った。また、同外相は、アルマグロ OAS 事務総長と、第47回定例総会の準備具合について確認した。さらに、同外相は、パーリ・ポリビア OAS 常設理事会議長と会談した。

(3) ティラソン米国務長官との会談 (5日)

(ア) ビデガライ外相は、ティラソン米国務長官と会談した。同会談は、経済、治安、移民問題、エネルギーにかかる分野について協議が行われたペニャ・ニエト大統領とトランプ米大統領の会談、及び、この数週間、墨米両国閣僚間で実施されてきた会談における合意を遂行するためのものであった。

(イ) 今回の会談では、移民の現状への対応、及び、かかる現状への対応策として、中米地域の開発と安定を優先することに関する墨米両国の関心について話し合われた。

(ウ) 両者は、ベネズエラ情勢を含む OAS の議題における米州地域の様々な課題について意見交換を行った。また、両者は、6月にメキシコシティで開催される OAS 第47回定例総会において取り上げられる諸点について議論した。

(エ) 両者は、墨米二国間関係にかかる議題に関して、墨米両国が、建設的なアイデアの交換、継続的な対話、調整を継続していくことで一致した。

(4) ジョン・ケリー米国土安全保障長官 (6日)

(ア) ビデガライ外相は、ジョン・ケリー米国土安全保障長官と会談を行い、墨米二国間関係の重要な議題、及び、同長官が2月に訪墨した際に協議された議題に関してフォローアップを行った。かかる会談において、両者は、移民問題、国境問題、治安面における協力について話し合った。

(イ) また、両者は、米政府が新しく発表した移民政策、及び、かかる政策が在米メキシコ人コミュニティに与える影響について、引き続き対話した。ビデガライ外相は、法治国家の尊重、及び、米政権による移民政策の実施における適切な手続きの重要性について述べた。さらに、同外相は、メキシコが他国籍の移民の強制送還を受け入れることを拒否した。

(ウ) 同外相は、繁栄及び共同発展の地域としての国境地帯の重要性について述べ、より効率的な国境を促進する政策、及び、インフラ計画について言及した。

(エ) 両者は、墨米両国が共通の関心を有する分野において前進するための提案に関する活発かつ建設的な意見交換を継続することで一致した。

(5) ビデガライ外相の記者会見 (6日)

(ア) ビデガライ外相は、ジョン・ケリー国土安全保障長官との会談後、在米メキシコ大使館で記者会見を開き、「国境の壁は墨米二国間関係の課題ではなく、また、課題であってはならない。壁の建設は友好的な行為ではない。(しかしながら) 結局のところ、国境の壁を建設することや、どのように国境を警備するかということは主権国家の判断である。国境の壁が1マイルであろうとも、1,000マイル、又は、2,000マイルであろうとも、メキシコは国境の壁の建設に如何なる方法においても協力することはない。」と述べた。

(イ) また、同外相は、2018年大統領への出馬の意欲について記者に問われ、「既に何

度も述べているように、大統領選への出馬を望んでいない」と答えた。

3. ビデガライ外相の太平洋同盟及びメルコスール閣僚会合への出席

7日、ビデガライ外相は、太平洋同盟及びメルコスール閣僚会合へ出席した他、墨・亜・伯3ヶ国閣僚会合他に出席した。

(1) 太平洋同盟及びメルコスール閣僚会合

7日、ビデガライ外相及びグアハルド経済相は、太平洋同盟及びメルコスール閣僚会合に出席した。今回の太平洋同盟及びメルコスール閣僚会合では、ラ米地域における二つの主要なブロック（太平洋同盟とメルコスール）の間で、今日の国際情勢及び地域統合の展望、また、太平洋同盟とメルコスールの関係を緊密なものとする具体的な行動に関する対話が行われた。今回の会合は、メルコスール議長国の亜及び太平洋同盟議長国のチリが共同議長国を務め、墨、亜、伯、チリ、コロンビア、パラグアイ、ペルー、ウルグアイの外相らが出席した。

(2) 墨・亜・伯3ヶ国閣僚会合

ビデガライ外相及びグアハルド経済相は、マルコーラ亜外相及びカブレラ亜工業生産相、ヌネス伯外相及びペレイラ伯開発商工相との間で墨・亜・伯3ヶ国閣僚会合を行い、世界経済の情勢について議論し、ラ米地域の3つの大国が、同地域の利益のために共同で行う取り組みを強化することが重要である点で一致した。3ヶ国の閣僚は、WTO、G20等の国際的枠組みにおける機会、課題及び協力の可能性がある分野について意見交換を行った。

(3) 墨伯外相会合

ビデガライ外相は、ヌネス伯外相と墨伯外相会談を行い、政治、経済、協力の分野における墨伯二国間関係の現状、とりわけ、経済補完協定（Acuerdo de Complementaridad Economica (ACE53)）の交渉の進捗に関して精査した。ヌネス伯外相は、ビデガライ外相をブラジルに招待し、両者は、できる限り早い段階でのビデガライ外相の訪伯日程を定めることで合意した。

(4) 墨・パラグアイ外相会合

ビデガライ外相は、ロイサガ・パラグアイ外相と墨・パラグアイ外相会合を行い、墨・パラグアイ二国間の議題について評価を行うとともに、両国共通の地域間のテーマについて意見交換を行った。また、両外相は、ペニャ・ニエト大統領のパラグアイ訪問の可能性の具体化に向けた進捗状況について検討を行った。

(5) 墨・ウルグアイ外相会合

ビデガライ外相は、ニン・ノボア・ウルグアイ外相と墨・ウルグアイ外相会合を行い、墨・ウルグアイ二国間の戦略的関係の強化を行う意思を再確認し、両国の戦略的連携協定パートナーシップ会議（Consejo de Asociacion del Acuerdo de Asociacion Estrategica）の第二回会合を6月に開催することで合意した。

4. ビデガライ外相のスペイン訪問

(1) 18日～20日、ビデガライ外相は、墨西外交関係樹立40周年記念の一環としてスペインを訪問し、ダスティス西外相と共に第12回墨西二国間委員会会合を主催した。同会合においては、①両国間の航空輸送に関する協定、②両国の貿易・投資の促進の強化に関する協定、③両国の外交官学校間の協力に関するMOU、④消費者保護に関する両国当局間のMOU及び⑤労働分野の協力・技術支援に関する両国関係省庁間のMOU、⑥Casa Bunuelの譲渡に関する共同宣言への署名が行われた。

(2) 19日、ビデガライ外相は、デ・ギンドス経済・産業・競争力相と会談し、現在の世界経済情勢について意見交換を行った。また、同外相は、西企業関係者と会談し、両国の通商関係を引き続き強化させることが可能であるとの点で一致した。西企業関係者側は、スペインの他で最も投資に適しているメキシコにおいて、引き続き投資を維持・拡大させていくことを約束した。

(3) 19日、ビデガライ外相は、ラ・ホイ西首相と会談した。両者は、墨西関係は極めて良好であり、両国のハイレベル対話を継続することが有益との観点から、今回の墨西二国間委員会の実施は極めて重要である点で一致した。ビデガライ外相は、政治対話の恒常的な実施、活発な経済関係及び二国間協力が両国の戦略的関係の基礎となっている旨述べた。両者は、墨西外交関係樹立40周年が契機となって墨西間の様々な案件が活性化されていることを評価した。

(4) 20日、ビデガライ外相は、サルスエラ宮殿にフェリペ6世国王を表敬した。フェリペ6世国王は、2015年の同国王夫妻の国賓としてのメキシコ訪問に感謝するとともに、強固な二国間関係を評価した。これに対しビデガライ外相は、二国間、両国の属する地域及びマルチの分野において、引き続き墨西間の協力を強化していくことを約した。両者は、墨西外交関係樹立40周年を記念して墨西両国で多くの行事が行われていることを祝した。

5. アンジェイ・ドゥダ・ポーランド大統領の訪墨

(1) 24日、ペニャ・ニエト大統領は、同月22日～25日の日程で訪墨したアンジェイ・ドゥダ・ポーランド大統領と首脳会談を行った。ポーランドの大統領がメキシコを公式訪問するのは、今回が初。メキシコは、ポーランド政府によって、ヨーロッパ外の5つの優先的市場の一つとして選ばれている。

(2) ペニャ・ニエト大統領は、「墨ポーランド政府は、教育、観光、経済、貿易、スポーツ、犯罪組織対策等の分野における両国の関係強化につながる9つ新しい文章に署名したが、より重要なことは、墨ポーランド両国が、友好国として、共に繁栄の道を進んでいくことを再確認することである」と述べた。

6. ビデガライ外相とドナヒュー全米商工会議所会頭との会談

(1) 24日、ビデガライ外相とドナヒュー全米商工会議所会頭が会談し、NAFTAはメキシコ、米国及びカナダの経済に正の効果を与えてきており、いかなる関税障壁もこれら3カ国の労働者、生産者及び輸出業者に深刻な影響を与える可能性があるとの点で一致する

とともに、かかる観点から、北米地域の統合プロセスを引き続き協力して進めていくことを約束した。

(2) ビデガライ外相は、最高経営責任者（CEO）対話（企業セクターが地域の競争力を支援する政策及び計画の特定及び提案する場として強化された会合）におけるドナヒュー会頭のリーダーシップを評価した。これに対しドナヒュー会頭は、墨米経済関係を拡大し北米地域の繁栄に貢献するため、引き続き当該対話において協力を行うとともに、ハイレベル経済対話においても協力を行う旨述べた。

(3) 両者は、北米地域の競争力を強化するためには、メキシコ、米国及びカナダが、①3カ国の枠組みを継続し、②国境をより効率的なものとし、③生産チェーンを強固なものにすることが必要という点で一致した。

7. 連邦下院外交委員会におけるビデガライ外相の発言

25日、ビデガライ外相は、連邦下院外交委員会の招請を受け、同委員会においてメキシコの外交政策（特に対米外交）についてスピーチ及び質疑応答を行った。

(1) 現状認識

(ア) メキシコ外交は、経験したことのない課題に直面している。何十年の間機能していた我々の国際共存のパラダイムが脅威にさらされている。

(イ) 世界を閉ざされたものにしてしようとする保護主義とナショナリズムの芽が存在しており、その先、様々な地域の政治的主体が世界の統合について疑問を持っている。

(ウ) メキシコは、何十年の間、自らが強い主権国家であるとの確信の下、不屈に世界を開放し自らを開放してきた。メキシコのかかる確信は今後も変わらないが、我々は新たな状況に直面しており、その中にはこれまでに経験したことがない未知のものと、経験したことがあるものが含まれていることを認識しなければならない。

(2) 外交の多角化と対米交渉に望む原則

トランプ米政権の誕生を受けて、メキシコは次の2つの外交の柱を策定した。

①外交の多角化

(ア) メキシコは、中米地域への責任、メルコスールにおける機会、カリブ地域への道徳的義務を有したラ米国家の一員であることを認識しつつ、他の地域に対する外交の多角化を行い、通商関係の強化、米州のマルチの場における対話・政治的プレゼンスの強化を図る。

(イ) メキシコは、15年以上にわたり欧州との間で有している協定の現代化を行う大きな機会を迎えている。アジアについても同様であり、メキシコの主たる通商相手国である中国はメキシコと一体となった戦略的パートナー（*asociacion estrategica integral*）である。また、太平洋同盟との間では、TPPに参加していた国々との関係を構築するための新たな機会が訪れている。

(ウ) メキシコはこの機会を、世界においてメキシコが更に存在感を示し、通商を拡大し、メキシコへの直接投資を促進し、また、政策対話を強化するために活用している。

②対米関係

(ア) 米国がメキシコにとって極めて重要な国であることに疑いはなく、両国関係は、何百万もの雇用、投資、送金に基づくものであることを理解しなければならない。また、メキシコも米国にとって極めて重要な国であり、両国が建設的、相互尊重及びパートナーとしての関係を構築することが最終的に相互にとって利益となる。右を踏まえ、ペニャ・ニエト大統領の対米政策は、明確、客観的、具体的の原則、及び譲ることができない一線（レッドライン）に基づくものとなっており、具体的には以下のとおりとなっている。

(i)メキシコは主権国家であり、その主権に基づき、メキシコの決定はメキシコ国民のみが行い、メキシコ自身が米国に対する立場を決定しなければならない。

(ii)法の支配の原則の尊重（メキシコの法律、国際約束、人権（特に、米国内のメキシコ人の権利）の尊重

(iii)米国との間で建設的な対話を行い、相違を調整して一致点を見出し、墨国民の利益を増進することが可能な新たな合意を構築。

(iv)NAFTA は3カ国の枠組みが基本であり、NAFTA のいかなる見直しも3カ国間で行われるべき。墨米間の交渉のみでなく、加、墨、米間での対話が行われるべき。

(v)墨米間の交渉は、両国関係が多面的であることに基づき、通商、投資、経済のみでなく、移民、治安、教育、文化及び教育を含む包括的なものであるべき。

(イ) 以上の原則とは別に、ペニャ・ニエト大統領が1月27日に発表した10の具体的な目標及びメキシコが決して譲ることのできないレッドラインを設定した。例えば、①米国内法のメキシコへの一方的な域外適用を認めない、②墨米国境の壁の建設に関し、建設費についていかなる形での協力も行わない、③米国内のメキシコ人に対する人権侵害を認めない。

(3) 郷里送金

郷里送金は、マクロ経済の観点からの外貨の移動のみではなく、メキシコの多くの家族、特に低所得者層にとって家計の中心となっているところ、米国に対しては当初から、メキシコにとっては交渉の余地のない議題である旨伝えてきている。

(4) 国境税

(ア) 米国がメキシコからの輸入産品に対して賦課しようとしている税金は、最終的に米国の消費者が負担することになるものであり、悪いアイデア（mala idea）である。米国内からも否定的な反応が生じてきている。

(イ) かかる措置は、NAFTA に違反するのみでなく、WTO 協定にも違反するものであり、かかる措置が導入された場合、メキシコは法的な当事者適格を有することになる。

(5) 墨米国境における壁の建設

(ア) メキシコは、墨米国境の壁の建設又は建設の継続は、極めて非友好的・敵対的な行為であり、悪いアイデア（mala idea）と考えており、右を拒絶する。

(イ) メキシコは、直接、間接、資金面等いかなる形においても、かかる両国間の壁や物理的障壁の建設又は建設の継続に対して協力することはない。

(ウ) 墨米国境の壁の建設又は他の案件において米国が境界や環境に関する条約、国際法の規則に違反した場合、メキシコは米国の裁判所への申し立て及び国際的な申し立てを含

むあらゆる必要な手段を講じる。

(6) TPP

(ア) 対象範囲を通商のみに限定せず、労働者の人権、環境、知的財産等の保護や電子商取引等について極めて高いレベルの経済統合を図るための協定（TPP）を作成する試みは残念ながら失敗に終わった。

(イ) TPP の枠組みは、米国の一方的な離脱によって消滅しつつあり、その最も重要な部分が失われる一方で、二国間で又は TPP に参加した国々と共に速やかに新たな協定を作成するための大きな機会が生まれている。

(ウ) 1カ月前、チリ（ビニャ・デル・マル）において、太平洋同盟は、マレーシア、シンガポール、豪州、NZ を含む TPP に参加した4～5カ国との間で交渉を開始するための通商連携を形成することを決定した。右により、年月をかけて真摯に交渉を行った TPP を活用して、自由貿易協定を有していないアジア太平洋地域における重要な通商アクセスの機会を創り出すことが可能となる。

(7) 移民問題

(ア) 米国、メキシコ及び他の中南米諸国は、中米諸国の発展、治安及び安定に責任を負っており、移民管理は一時凌ぎの措置に過ぎない。

(イ) 墨南部国境からメキシコに入国する移民の75%以上はグアテマラ、ホンジュラス、エル・サルバドルの3カ国の出身者であり、移民管理という枠組みを超えて新たな開発目標、中米の治安といった問題に関し、議論のみでなく実際の行動や予算を賦して取り組んでいかなければ、かかる問題は継続し、引き続き拡大していく可能性もある。

8. NAFTA に関する墨米首脳電話会談

(1) 26日午後、ペニャ・ニエト大統領は、トランプ米大統領との間で電話会談を行い、NAFTA の近代化を模索するという共通の目的について話し合った。

(2) 両首脳は、NAFTA を維持することが適切であることで一致するとともに、墨・米・加三カ国の利益のため、NAFTA の再交渉を成功裡に行うべく加と共に取り組んでいくことで一致した。

9. NAFTA に関する墨加首脳電話会談

(1) 27日午後、ペニャ・ニエト大統領は、トルドー加首相との間で電話会談を行い、NAFTA 及び同協定の近代化の見通しに関して話し合った。

(2) 両首脳は、NAFTA の再交渉にかかる建設的なプロセスを通じて、同協定加盟国に利益をもたらす同協定の近代化を実現する機会が存在していることで一致し、加・墨・米の三カ国間による通商対話のプロセスを開始する準備が整っている旨表明した。

(3) 両首脳は、墨・加両国の利益のために、NAFTA の近代化プロセスが成功裡に行われることを保証するために、引き続き緊密に連絡をとっていくことで合意した。